

2021年版

明日の笑顔のために



皆様の善意に支えられ、犯罪被害遺児たちへの奨学金等給与事業や犯罪被害者等への救援事業を行っています。

公益財団法人 犯罪被害救援基金

住所 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内
TEL 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023
<http://kyuenkikin.or.jp/> Twitter @kyuenkikin

※この小冊子は、公益財団法人日工組社会安全研究財団の助成により作成したものです。

草刈隆郎理事長からのメッセージ



当基金は、昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法成立に際し、衆参両議院で、経済的に困難な状況にある犯罪被害者の遺児等に対する奨学金制度の創設を促す付帯決議がなされたことを受けて、翌年5月国民各層から寄せられた浄財を基に設立されました。

以来、今日までの40年間、お寄せいただいた浄財によって犯罪被害者の遺児等を救援する事業を継続し、令和3年9月末現在で、計2,128人の遺児等に総額約27億7,429万円の奨学金と一時金を支給し支援して

てきました。

このほか、平成20年からは、現に著しく困窮し、加害者による賠償等が期待できず、かつ、公的な救済制度や保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由がある犯罪被害者等に対する「支援金支給事業」を行っております。

何の責任も落ち度もないのに、ある日突然、無慈悲な凶悪犯罪によって想像だにしなかった不運な境遇に突き落とされた犯罪被害者の遺児等には、厳しい環境下で挫折することなく学業を成し遂げ、立派な社会人となって心豊かな人生を歩んでほしいと心から願いつつ、当基金は今後も、犯罪被害者の遺児等を主とした救援事業に誠心誠意取り組んでまいります。

国民の皆様には、社会連帯共助の精神でもって、犯罪被害者の遺児等に温かいご支援の手を差し伸べていただきますようお願い申し上げます。

令和3年10月

●犯罪被害救援基金役員

令和3年10月1日現在

役職名	氏名	備考
理事長	草刈 隆 郎	公益財団法人犯罪被害救援基金
理事長代行	國松 孝 次	認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク会長
専務理事	黒澤 正 和	公益財団法人犯罪被害救援基金
理事	細井 洋 子	東洋大学名誉教授
//	山上 皓	東京医科歯科大学名誉教授
//	伊藤 一 實	一般財団法人JP生きがい振興財団理事長
//	椎橋 隆 幸	中央大学名誉教授・弁護士
//	深澤 直 之	弁護士 右田・深澤法律事務所
//	白岩 祐 子	埼玉県立大学准教授
監 事	金高 雅 仁	警察共済組合理事長
//	河内 悠 紀	弁護士 ひかり総合法律事務所

事業概要

1 奨学金等給与事業

●奨学金は、次の各要件に当てはまる方々を奨学生として採用しています。

- 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等
- 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子・孫・弟妹等
- 幼稚園・保育所（3歳以上の幼児）、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、特別支援学校、専修学校の専門課程又は高等課程若しくは外国の大学、大学院に留学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難であると認められる子・孫・弟妹等

●奨学金の月額

幼稚園児等	10,000円
小学生	10,000円
中学生	12,000円
高校生	国公立 17,000円 ……………私立 25,000円
大学生	国公立 30,000円 (院生含む)私立 35,000円
外国の大学・大学院生	40,000～100,000円

●入学等準備一時金

幼稚園児等	50,000円
小学生	80,000円
中学生	50,000円
高校生	国公立 50,000円 ……………私立 50,000円
大学生	国公立 200,000円 (院生含む)私立 200,000円
外国の大学・大学院生	300,000円

●最近5ケ年の奨学生数及び新規採用奨学生数

(単位：人)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
奨学生数	248	240	229	234	235
内、新規採用奨学生数	14	20	19	30	32

(注) 奨学金は給与ですから、返済する必要はありません。

(注) 上記の各要件にあてはまり奨学金を希望される方は、当基金又はお住いになっている都道府県の警察本部犯罪被害者支援担当課にご相談ください。

● 修学継続支援一時金（被災時）

大規模災害により甚大な被害に遭い、修学の継続に支障が生じた被災奨学生に対し、「修学継続支援一時金」を支給します。

ア 一月以上の治療を要する重傷を負った奨学生……	一人につき	100,000円
イ 居住する家屋が全壊した奨学生……	一世帯につき	100,000円
ウ 居住する家屋が大規模半壊した奨学生……	一世帯につき	50,000円
エ 居住する家屋が半壊した奨学生……	一世帯につき	30,000円

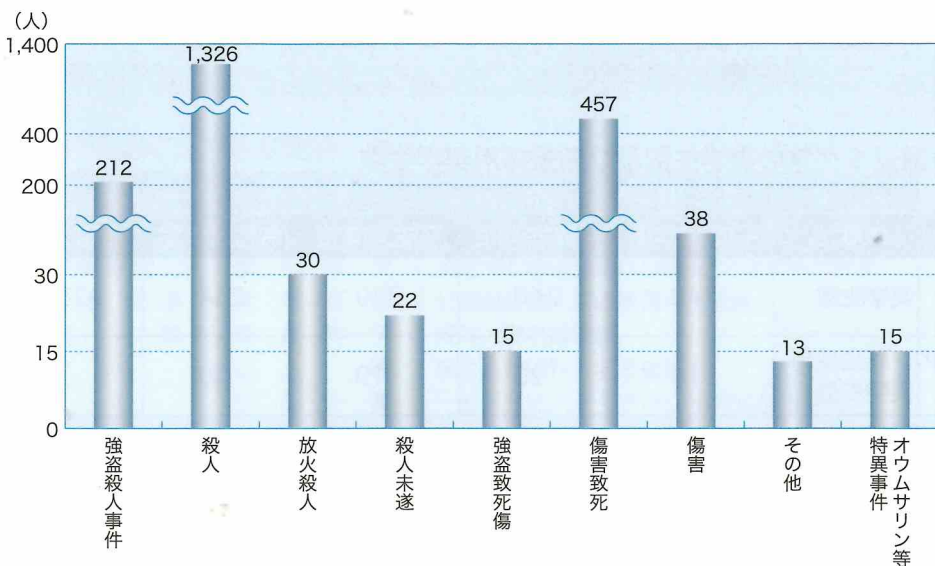
● 緊急支援一時金

国内の社会経済情勢が著しく悪化したことにより、緊急の経済的支援を行う必要があると認められた場合において、理事長は、すべての奨学生に対し基金の財政状況等を勘案して「緊急支援一時金」を支給することができます。

令和2年5月には、新型コロナウイルス感染症の拡大により国内の社会情勢が著しく悪化し緊急に経済的支援を行う必要があると認められたため、すべての奨学生に一律10万円の緊急支援一時金を支給しました。

● 基金設立以来の事件別奨学生採用状況（昭和56年10月～令和3年9月）

基金設立以来、2,128人の奨学生を採用し、約27億7,429万円の奨学金と一時金を給与いたしました。



2 支援金支給事業

現に著しく困窮し、加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由がある犯罪被害者等に対し、支援金支給審査委員会の審査を経て、100万円以上500万円以内の範囲内で支援金を支給しています。

平成20年度から、海外での殺傷事件の被害者等6人と、現に著しく困窮している被害者等4人に総額2,250万円を支給しました。

3 生活の指導及び相談事業

奨学生、保護者等が相互に交流を深めることにより、犯罪被害により受けた精神的苦痛の緩和を図ることを目的として、広報誌「ふれあい」を年4回発行しています。ご希望される方はお電話（03-5226-1020）ください。



最新号をホームページ (<http://kyuenkikin.or.jp/>) に掲載しています。

4 助成事業

● 犯罪被害者支援フォーラム等への助成

犯罪被害者の実情を理解し、社会全体で被害者の方の回復を支える機運を高めることを目的とした「犯罪被害者支援フォーラム」及び「犯罪被害者週間全国大会」への助成
全国の被害者支援センターにおける相談員の育成強化を推進するため、国家資格取得費用の助成

● 犯罪被害者等支援に係る調査研究への助成

我が国の犯罪被害者等支援の実情と課題を明らかにし、今後の犯罪被害者等支援の向上及び社会連帯共助の精神の涵養に寄与すると考えられる調査研究への助成

被害者遺族からの声

● 奨学生からのお便り

● 『学校が好き』

わたしは学校が好きです。勉強も楽しいし、休み時間も好きです。いつもみんなで日常の話をしています。

ほうかごは、おにごっこをしたり教室ですごしているときもあります。勉強もみんなで協力しあっているので、わからないこともみんながやさしく教えてくれるので楽しいです。

● 『前を向いて歩きたい』

奨学金、学費につかわせていただいています。

現在、コロナの影響で大学はオンライン授業。バイトは全くできない状況です。ボランティア活動イベントもなくなりました。

実家に帰ることも考えましたが、新幹線に乗るリスク。もしかすると、自分が感染してはいけなないと思ひ、一人でがんばっています。叔母も僕が外にあまり出なくてすむように食料や日用品をまとめて送ってくれています。自分のやりたいことができず、仲良くなった友達ともリモートでしかやりとりできず、一日誰とも話すこともない日あります。このままの状態が続くと就職先もほとんどないかもしれないという不安があります。

母を亡くしてから、ずっと助けてくれている家族を少しでも楽にさせたいと思ひ、バイトも勉強も両立させてきました。

でも、今は何もできない状況にいます。今、僕にできることは何なのか、何をすればいいのか。将来を見据えて、しっかりと前を向いて歩きたい。

一日も早く世界が落ち着いた生活になるよう願うばかりです。

● 保護者からのお便り

● 『親の役目も』

早いもので主人が亡くなって8年になります。

あの時高校2年生だった息子はこの春、大学院を修了し、社会人へ、中学3年生だった娘は、大学を卒業し社会人になります。

2人の子供を何とか大人として社会に出すことができます。

親としての役目をやっと終えることができます。息子、娘、各々がやりたい道を進むことができ安心の気持ちでいっぱいです。

主人が亡くなったあの時から途方に暮れる毎日でしたが、子供達が頑張っで勉学にはげんでくれ、人の道を外れることもなく成長してくれました。こちらの救援基金のおかげで学費の心配も軽く済み、本当に感謝しています。

家を出ていく息子、娘に、この春送り出したいと思ひます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

● 『無我夢中の一年』

主人が殺害されてから、早1年が過ぎました。2人の子供たちも今年の中1と小5になり、今ふり返ると、3人ともおかしかったなと思ひるほどの余裕もできました。無我夢中で突っ走ってきた1年です。体が丈夫でない私を氣遣って家事を手伝ってくれたり、休みの日には必ずどこかに連れていってくれたり、とても優しい主人でした。勘違いで殺された主人はどんなに悔しかったらうかと思ひ涙があふれてきます。

でも、「ふれあい」を読んで私のように苦しい思ひをされている方がたくさんおられるとわかり元気ができました。

またこの度は採用していただき、ご支援に感謝です。

● 『心の支えに』

この度は孫を奨学生として採用して頂き、心より感謝いたします。

私や主人は60歳を過ぎ、孫が成人するまで生きていられるかわかりませんので、奨学金はもちろんのことですが、こうして見守って助けてくださる方々がいるということがどれほどの心の支えになるかわかりません。これからどうぞよろしくお願ひ致します。

● 卒業家庭からのお便り

● 『社会人としての一歩』

長年にわたり大変お世話になっております。

ご連絡が遅くなってしまひましたが、この3月10日に息子は無事高校を卒業することが出来、4月1日より就労継続支援B型サービスの福祉作業所へ、社会人としてお世話になることになり、新しい生活を始めておりますので学生は卒業ということになりました。

今思えば、まだ小学校入学前の幼い息子を抱え最愛の主人に先立たれ、この先、自閉症、知的障害のあるこの子を一人でちゃんと育てていけるのか不安しかなかった中、小学校から高校までの12年間、とても長い間のご支援のおかげで、障害のあるウチの子が挫折する事もなく、学生を卒業し社会人としての一歩が踏み出せたことは感謝しても、し足りないほど感謝の気持ちでいっぱいです。

特に去年のコロナ禍の特別なご支援は、本当にとても助けられ、苦しい中を乗り越えることが出来ました。

本当に心細かった私たち親子に、長い間のご支援ありがとうございました。

● 『お便り』

今年8月に入ってやっと梅雨明けを迎えました。

毎日コロナコロナと、毎日多くの感染者が出ている東京ですが皆様お元気ですか？

私も、もう81になりました。遠野の墓参りに行きたいと思ひても、とても一人では歩く事も出来ません。

娘の事件から25年が過ぎてしまひましたが、私には21才の顔しか浮かびません。残された子供も、もう38才になります。ずっと基金のお世話になり有りがたいと思ひています。

これから暑さ厳しくなります。お体大切に。

犯罪被害者の遺児などに愛の手を

当基金は、犯罪被害者の遺児などに幼稚園（3歳以上の保育園児を含む）入園時から大学（大学院を含む）卒業時まで奨学金等を給与する事業を行っております。何の責任も落ち度もないのに凶悪犯罪によって不運な境遇に突き落とされた遺児たちが、等しく教育を受ける権利を安んじて享受できますよう、皆様の温かいご支援をお願いいたします。

寄附金応募の方法

●振り込んでいただく場合

銀行名 ゆうちょ銀行

口座番号 00120-4-37666

※他の銀行から振り込まれる場合

〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0037666

口座名義 公益財団法人犯罪被害救援基金

ゆうちょ銀行から振り込んでいただく場合、当基金へご連絡いただきましたら振込手数料のご負担をいただかない専用の振込用紙を郵送いたします。

●「ふれあいの箱」(募金箱)に寄附していただく場合

各警察署など、警察施設の窓口に置いてある「ふれあいの箱」に募金をお願いします。

●郵便にてご寄附いただく場合

直接当基金へ郵送してください。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内

公益財団法人犯罪被害救援基金

TEL 03-5226-1020

●寄附金は課税優遇措置の対象です。

当基金は、公益財団法人として内閣総理大臣から認定を受けており、当基金に対する寄附金については税制上の優遇措置が受けられます。



「ふれあいの箱」